報告第359号

個人情報を取り扱う業務の審査の状況について(令和5年4月1日時点)

令和5年8月18日 総務部区政情報課

令和5年4月1日時点で実施している個人情報を取り扱う業務、外部委託、目的外利用、外部提供、オンライン結合及びシステム導入)について、世田谷区個人情報保護管理基準に基づき、各所管課において審査基準による審査を実施した。

当該業務のうち、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を含む案件について、世田谷区個人情報保護条例第4条第2項第1号及び世田谷区個人情報の保護に関する規則第4条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 審査件数(審査基準別)

(1)外部委託の審査基準

☆☆₩₽	ナ(# 5日 マカン (サギカ) うち、要配慮個人情報		うち、条例要配慮個人情報	
実施機関	審査件数	を取り扱うもの	を取り扱うもの	
区長	7 6 6	3 0 5	1 1 5	
教育委員会	2 9	4	0	
選挙管理委員会	4	0	0	
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
合計	7 9 9	3 0 9	1 1 5	

(2)目的外利用の審査基準

実施機関	審査件数	うち、要配慮個人情報	うち、条例要配慮個人情報
夫 他饿送	番旦汁数	を取り扱うもの	を取り扱うもの
区長	7	0	0
教育委員会	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	8	0	0

(3)外部提供の審査基準

\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	うち、要配慮個人情報		うち、条例要配慮個人情報	
実施機関	審査件数	を取り扱うもの	を取り扱うもの	
区長	1 2 9	4 9	5 0	
教育委員会	4	3	1	
選挙管理委員会	4	0	0	
監査委員	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	
合計	1 3 7	5 2	5 1	

(4) オンライン結合・システム導入における審査基準

実施機関	宝木	うち、要配慮個人情報	うち、条例要配慮個人情報
夫 爬機関	審査件数	を取り扱うもの	を取り扱うもの
区長	1 6 0	4 9	3 4
教育委員会	1 3	4	3
選挙管理委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
農業委員会	0	0	0
合計	173	5 3	3 7

2 要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を含む案件(一覧)

資料No.3-2 ~ 資料No.3-4のとおり

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
1	避難行動要支援者の支援	世田谷総合支所地域振興課	区長	有	無
2	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
3	生活保護業務システムのソフトウェア保守作業委託	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
4	生活保護法医療扶助・中国残留邦人等支援給付医療給付レセプト点検 及び医療扶助適正化業務委託	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
5	ひととき保育の委託	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
6	乳児期家庭(新生児)訪問事業委託	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
7	健診受診者の血液検査	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
8	妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児内科 健康診査、精密健康診査、保健指導等の健康診査にかかる業務を委託 する。		区長	有	無
9	妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託する。相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。(1)当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)(2)クラウド型の会議サービス (3)通話相談 (2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
10	母子保健に関する各種健診情報【乳児(6~7か月児及び9~10か月児)健診、1歳6か月児内科健診、2歳6カ月時歯科健診、妊婦健診(1回目、2回目及びそれ以降、妊婦子宮頸がん検査、妊婦超音波検査)】について、受診票(紙)の結果情報をデータ化し区民健康情報システムへ取り込むため、パンチ業者に対し、パンチデータ作成を委託する。		区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
11	避難行動要支援者の支援	北沢総合支所地域振興課	区長	有	無
12	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
13	生活保護業務システムのソフトウェア保守作業委託	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
14	生活保護法医療扶助・中国残留邦人等支援給付医療給付レセプト点検 及び医療扶助適正化業務委託	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
15	ひととき保育の委託	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
16	乳児期家庭(新生児)訪問事業委託	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
17	健診受診者の血液検査	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
18	妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児内科 健康診査、精密健康診査、保健指導等の健康診査にかかる業務を委託 する。		区長	有	無
19	妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託する。相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。(1)当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)(2)クラウド型の会議サービス (3)通話相談 (2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
20	母子保健に関する各種健診情報【乳児(6~7か月児及び9~10か月児)健診、1歳6か月児内科健診、2歳6カ月時歯科健診、妊婦健診(1回目、2回目及びそれ以降、妊婦子宮頸がん検査、妊婦超音波検査)】について、受診票(紙)の結果情報をデータ化し区民健康情報システムへ取り込むため、パンチ業者に対し、パンチデータ作成を委託する。		区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
21	避難行動要支援者の支援	玉川総合支所地域振興課	区長	有	無
22	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託	玉川総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
23	生活保護業務システムのソフトウェア保守作業委託	玉川総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
24	生活保護法医療扶助・中国残留邦人等支援給付医療給付レセプト点検 及び医療扶助適正化業務委託	玉川総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
25	乳児期家庭(新生児)訪問事業委託	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
26	健診受診者の血液検査	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
27	妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児内科 健康診査、精密健康診査、保健指導等の健康診査にかかる業務を委託 する。		区長	有	無
28	妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託する。相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。(1)当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)(2)クラウド型の会議サービス (3)通話相談 (2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
29	母子保健に関する各種健診情報【乳児(6~7か月児及び9~10か月児) 健診、1歳6か月児内科健診、2歳6カ月時歯科健診、妊婦健診(1回 目、2回目及びそれ以降、妊婦子宮頸がん検査、妊婦超音波検査)】に ついて、受診票(紙)の結果情報をデータ化し区民健康情報システム へ取り込むため、パンチ業者に対し、パンチデータ作成を委託する。	玉川総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
30	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託	・	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
31	生活保護業務システムのソフトウェア保守作業委託	品総合支所保健福祉センター生活支援課 	区長	有	無
32	生活保護法医療扶助・中国残留邦人等支援給付医療給付レセプト点検 及び医療扶助適正化業務委託	砧総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
33	乳児期家庭(新生児)訪問事業委託	品総合支所保健福祉センター健康づくり課 	区長	有	有
34	健診受診者の血液検査	砧総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
35	妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児内科 健康診査、精密健康診査、保健指導等の健康診査にかかる業務を委託 する。		区長	有	無
36	妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託する。相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。(1)当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)(2)クラウド型の会議サービス (3)通話相談(2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。	砧総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
37	母子保健に関する各種健診情報【乳児(6~7か月児及び9~10か月児) 健診、1歳6か月児内科健診、2歳6カ月時歯科健診、妊婦健診(1回 目、2回目及びそれ以降、妊婦子宮頸がん検査、妊婦超音波検査)】に ついて、受診票(紙)の結果情報をデータ化し区民健康情報システム へ取り込むため、パンチ業者に対し、パンチデータ作成を委託する。	砧総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
38	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託	烏山総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
39	生活保護業務システムのソフトウェア保守作業委託	烏山総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
40	生活保護法医療扶助・中国残留邦人等支援給付医療給付レセプト点検 及び医療扶助適正化業務委託	烏山総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
41	ひととき保育の委託	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
42	乳児期家庭(新生児)訪問事業委託	 烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課 	区長	有	有
43	健診受診者の血液検査	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
44	妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児内科 健康診査、精密健康診査、保健指導等の健康診査にかかる業務を委託 する。		区長	有	無
45	妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託する。相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。(1)当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)(2)クラウド型の会議サービス (3)通話相談 (2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。	烏山総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	無
46	母子保健に関する各種健診情報【乳児(6~7か月児及び9~10か月児)健診、1歳6か月児内科健診、2歳6カ月時歯科健診、妊婦健診(1回目、2回目及びそれ以降、妊婦子宮頸がん検査、妊婦超音波検査)】について、受診票(紙)の結果情報をデータ化し区民健康情報システムへ取り込むため、パンチ業者に対し、パンチデータ作成を委託する。		区長	有	無
47	SKY2システムにおける維持・運用作業支援、修正作業及び外部データセンター運用作業委託	DX推進担当部DX推進担当課	区長	無	有
48	保健福祉総合情報システムの運用・保守作業委託	D X 推進担当部 D X 推進担当課	区長	有	有
49	世田谷区公報の印刷	総務部区政情報課	区長	有	有
50	人事情報システム運用に関するサポート業務に関する委託	総務部人事課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
51	別契約の「軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書等の印刷及び 出力・封入封緘委託」を履行するための準備作業として電算処理シス テム等を構築し、印字テストを行うものである。		区長	有	無
52	軽自動車税(種別割)納税通知書兼領収証書等を対象者へ送付するため、通知書等の帳票を印刷し、データ印字及び封入封緘等を行い、発送するまでの一連の業務を委託する。	財務部課税課	区長	有	無
53	生涯大学運営のため、生涯大学学長、副学長、講師等に受講生の個人情報を取り扱わせる。		区長	有	無
54	市民大学運営のため、市民大学学長、講師等に受講生の個人情報を取り扱わせる。	生活文化政策部市民活動推進課	区長	有	無
55	国際関連事業に伴う翻訳等業務	生活文化政策部文化・国際課	区長	有	有
56	多言語遠隔通訳サービス業務委託	生活文化政策部文化・国際課	区長	有	有
57	DV等相談記録管理システム保守委託	生活文化政策部人権・男女共同参画課	区長	有	有
58	DV被害者同行支援サービス委託	生活文化政策部人権・男女共同参画課	区長	有	有
59	世田谷区立男女共同参画センター運営業務委託	生活文化政策部人権・男女共同参画課	区長	有	有
60	区民健康村の施設利用、宿泊、イベント参加の受付等。	生活文化政策部区民健康村・ふるさと・交流推進課	区長	有	無
61	住民基本台帳事務の証明書等自動交付業務	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
62	住民基本台帳事務の電算システム機器操作(事前準備、事後作業関連 の付随事務、実行状況監視、連絡等を含む)	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
63	郵送請求による戸籍証明書、戸籍の附票証明書発行業務	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
64	「世田谷区スポーツ推進計画」策定支援にかかる業務の委託	スポーツ推進部スポーツ推進課	区長	有	無
65	世田谷区スポーツ推進委員の活動に伴う事務運営の委託	スポーツ推進部スポーツ推進課	区長	有	無
66	融資あっせん事前審査等事務委託	経済産業部商業課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
67	世田谷区建設業人材確保・区内中小企業等人材マッチング及び定着促 進事業委託	経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課	区長	有	無
68	世田谷区における農福連携事業の運営業務を委託する	経済産業部都市農業課	区長	有	無
69	区内の資源・ごみ集積所から再利用の対象となる資源及び不燃ごみ等 を無断で持ち去る者に対して、行為の中止要請及び、警告書の交付等 を行う資源等持ち去り防止パトロール事業委託		区長	有	有
70	粗大ごみの収集申し込み及び持込申し込みの受付業務委託	清掃・リサイクル部事業課	区長	有	無
71	粗大ごみの収集及び収集車両の配車	清掃・リサイクル部事業課	区長	有	無
72	船橋粗大ごみ中継所の運営業務委託	清掃・リサイクル部事業課	区長	有	無
73	用賀粗大ごみ中継所の運営業務委託	清掃・リサイクル部事業課	区長	有	無
74	世田谷区医師会付属烏山診療所において、土曜・休日・年末年始の夜 間に内科及び小児科診療事業を実施する。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
75	玉川診療所において、夜間・休日に内科及び小児科診療事業を実施す る。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
76	世田谷区医師会初期救急診療所において、夜間・休日に内科及び小児 科診療事業を実施する。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
77	医学的に緊急性が低く休日診療所に来診する必要がない患者もしくは 救急医療機関に搬送するまでの間に応急処置を必要とする急病患者の 家族等からの電話による医療に関する相談に応じる。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
78	玉川医師会の会員である医師が開設する保険医療機関を輪番式で開設 させ、内科・小児科の休日診療事業を実施する。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
79	世田谷区医師会の会員である医師が開設する保険医療機関を輪番式で 開設させ、内科・小児科の休日診療事業を実施する。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
80	世田谷区休日夜間薬局において、医師の処方箋による調剤を求められたとき、これに応える。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
81	玉川薬局において、医師の処方箋による調剤を求められたとき、これ に応える。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
82	世田谷区内介護事業所等へのPCR検査等業務委託(PCR検査等の 予約受付業務及び検査業務等に伴う個人情報を取り扱う)	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
83	(1)会議室等の貸出(2)駐車場の使用料の減免の受付(3)各種 事業の参加受付(4)開館時間外の入館の受付(5)車椅子貸出の受付		区長	有	無
84	急病患者に対して薬剤師会の会員である薬剤師が開設する調剤薬局を 開設させ、医師の処方箋による調剤を求められた時に、これに応えさ せること。また、薬剤師は、履行期間中、会員薬局の名称・所在地・ 電話番号についての案内を行うこと。		区長	有	無
85	急病患者に対して薬剤師会の会員である薬剤師が開設する調剤薬局を 開設させ、医師の処方箋による調剤を求められた時に、これに応えさ せること。また、薬剤師は、履行期間中、会員薬局の名称・所在地・ 電話番号についての案内を行うこと。	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
86	個別避難計画管理システムの構築作業委託	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
87	個別避難計画調査票の印刷・封入・封緘及びデータ化作業委託	保健福祉政策部保健医療福祉推進課	区長	有	無
88	世田谷区成年後見制度利用支援事業運営委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
89	ぷらっとホーム世田谷運営業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
90	ぷらっとホーム世田谷における就労支援業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
91	行旅病人及行旅死亡人及び墓地、埋葬等に関する葬祭業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	無	有
92	被保護者居宅生活安定化支援業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
93	被保護者金銭管理支援業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
94	被保護者健康管理支援業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
95	被保護者退院促進支援業務委託	保健福祉政策部生活福祉課	区長	有	有
96	後期高齢者医療システム運用支援作業委託	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
97	「後期高齢者医療被保険者証」の封入封緘発送委託	保健福祉政策部国保・年金課	区長	無	有
98	特定健診データ等の健康関連データをもとにデータ分析を行い、保健 事業及び介護予防事業等に資する政策立案のための基礎資料を作成す る		区長	有	無
99	健診・保健指導のデータ管理業務	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
100	健診(特定健診及び長寿健診)・特定保健指導の実施	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
101	健診(特定健診及び長寿健診)の受診券等の印刷及び封入封緘発送業 務	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
102	重複・頻回受診、重複服薬、多剤投与の傾向にある被保険者及びその 家族に、日常生活指導及び受診並びに服薬等の指導を行う	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
103	糖尿病性腎症の予防が必要と思われる被保険者に、医療機関の受診勧 奨及び保健指導等を行う	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
104	特定健康診査の受診勧奨通知の宛名印字、封入封緘発送及び受診勧奨 ショートメッセージ送信等業務	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
105	特定保健指導対象者へ利用勧奨電話作業等を行う	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
106	特定保健指導利用券の宛名等の印字及び封入封緘発送を行う	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	無
107	健康保険証、納入通知書、簡易申告書の印刷、封入・封緘及び発送	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
108	1.ジェネリック医薬品利用差額通知の作成2.削減効果実績データの作成	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
109	ジェネリック医薬品利用差額通知の案内文書と封筒の印刷及び封入封 緘	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
110	国民健康保険の診療報酬明細書(レセプト)の点検	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
111	医療費通知書の印刷及び封入・封緘	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
112	海外療養費の申請書類の内容と翻訳文の齟齬確認及び海外での受診状 況の確認	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
113	国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定申請勧奨に伴う通知、国民健康保険の限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証のデータの印刷、封入、封かん、発送	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
114	柔道整復施術等療養費の適正化対策としての照会・回答業務に係る外 部委託	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
115	1 診療報酬請求明細書の審査、2 診療報酬の支払、3 診療報酬請求明 細書に係る磁気テープの作成、4 療養費支給申請書の審査、5 第三者 行為に係る求償事務、6 被保険者資格情報及び給付情報の管理業務費 支給申請書の審査	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
116	高額療養費のお知らせ(国民健康保険高額療養費支給申請書)、国民 健康保険医療費返還請求に係る封入・封かん及び発送	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
117	オンライン資格確認等事務	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
118	機関別符号取得等事務	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
119	診療報酬請求明細書の審査、診療報酬の支払、診療報酬明細書に係る 磁気テープの作成、療養費支給申請書の審査、第三者行為に係る求償 事務、被保険者資格情報及び給付情報の管理業務		区長	有	有
120	国民健康保険料について、電話による納付勧奨業務を委託業者が行う にあたって、滞納者のみの個人情報を閲覧できるよう電話催告システ ムを構築しシステム保守を委託している。		区長	無	有
121	未納者への電話による納付勧奨業務委託	保健福祉政策部保険料収納課	区長	無	有
122	高齢者の養護(あきる野市 松楓園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
123	高齢者の養護(横芝光町 光楽園老人ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
124	高齢者の養護(横須賀市 横須賀老人ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
125	高齢者の養護(加須市 あいせんハイム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
126	高齢者の養護(江東区 潮見老人ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
127	高齢者の養護(三鷹市 弘寿園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
128	高齢者の養護(昭島市 万世敬老園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
129	高齢者の養護(昭島市 偕生園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
130	高齢者の養護(深谷市 ひとみ園(盲))	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
131	高齢者の養護(杉並区 浴風園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
132	高齢者の養護(世田谷区 友愛ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
133	高齢者の養護(西東京市 東京老人ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
134	高齢者の養護(青梅市 愛仁ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
135	高齢者の養護(大田区 大森老人ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
136	高齢者の養護(大田区 池上長寿園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
137	高齢者の養護(銚子市 猿田の丘なでしこ(盲))	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
138	高齢者の養護(東村山市 さくらコート青葉町)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
139	高齢者の養護(東村山市 万寿園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
140	高齢者の養護(八王子市 新浅川園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
141	高齢者の養護(八王子市 浅川ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
142	高齢者の養護(八王子市 竹の里)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
143	高齢者の養護(八王子市 楢の里)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
144	高齢者の養護(府中市 安立園)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
145	高齢者の養護(府中市 信愛寮)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
146	高齢者の養護(武蔵野市 吉祥寺老人ホーム)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
147	高齢者の養護(北区 日の基青老閣)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
148	高齢者の養護(目黒区 白寿荘)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	有
149	救急通報システム事業委託(火災警報器等の設置及び保守)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	無
150	救急通報システム事業委託(通報装置の設置等及び通報事業)	高齢福祉部高齢福祉課	区長	有	無
151	基幹システムの運用管理、基幹システムからのデータ抽出及び出力	高齢福祉部介護保険課	区長	有	無
152	介護保険の住宅改修訪問調査及び住宅改修審査補助業務	高齢福祉部介護保険課	区長	有	無
153	ケアプラン点検事業における業務委託	高齢福祉部介護保険課	区長	有	無
154	介護保険法28条第5項に基づく、要介護(支援)認定申請に係る訪 問調査の委託	高齢福祉部介護保険課	区長	有	有
155	支えあいサービス事業委託(介護保険法第115条の45第1項第1号イ に規定される「第一号訪問事業」)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
156	専門職訪問指導事業委託(介護保険法第115条の45第1項第1号イに 規定される「第一号訪問事業」)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
157	介護予防筋力アップ教室実施委託(介護保険法第115条の45第1項第 1号口に規定される「第一号通所事業」)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
158	世田谷区認知症在宅生活サポートセンター運営業務委託	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
159	介護予防普及啓発講座実施委託(介護保険法第115条の45第1項第2 号に規定される「一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)」)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
160	地域包括支援センター事業委託 (根拠法令:介護保険法第115条の46第1項、社会福祉法第10 6条の4第2項)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	有
161	口腔機能向上プログラム実施委託(介護保険法第115条の45第1項第2号に規定される「一般介護予防事業(介護予防普及啓発事業)」)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
162	リハビリテーション専門職による地域ケア会議支援業務委託(介護保 険法第115条の45第1項第2号に規定される「一般介護予防事業(地 域リハビリテーション活動支援事業)」)		区長	有	無
163	介護予防活動支援事業実施委託(介護保険法第115条の45第1項第2号に規定される「一般介護予防事業(地域リハビリテーション活動支援事業)」)	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
164	おむつ代助成金の支払	 障害福祉部障害施策推進課 	区長	有	無
165	ホームヘルパー派遣事業において、ホームヘルパーを派遣する。	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
166	マル障受給者証の封入封かん	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
167	医療的ケア相談支援センター事業委託	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
168	家事援助及び介護	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
169	介護給付費等の支払事務	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
170	介護給付費等の請求受付事務	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
171	救急通報への対応	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
172	研修実施	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
173	個人データのパンチ	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
174	更生医療の給付	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
175	高齢者・障害者世帯介護者へのはり、灸、マッサージサービスのあっせん	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
176	三療の受付	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
177	紙おむつの配達及び変更等受付	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
178	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業委託(支援者の登録受付、利用者の登録受付、派遣申請の受理、派遣の決定、派遣の実施・支払い)	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
179	手当等の振込み(隔年での委託)	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
180	手話講習会事業	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
181	手話通訳者の派遣	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
182	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業委託	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
183	障害児通所支援給付費等の審査・支払	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
184	障害者健康診査(入浴サービス)	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
185	障害者配食サービス	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
186	障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル事業委託	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	有
187	障害福祉サービス費等の審査・支払	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
188	寝具乾燥サービス	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
189	身体障害者に対する更生と援護	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	有
190	水活動室	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
191	世田谷区障害福祉計画策定支援業務(障害者(児)実態調査)(28年度から3年ごとに実施)	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
192	入浴サービス	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
193	福祉タクシー券支給ほか保健福祉総合情報システムに係るデータの入 力作業	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	有
194	保険加入	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
195	補装具等の作成	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
196	・本人の心身の状態についての「アセスメント調査」 ・本人及び家族等の状況・介護状況などの「概況調査」	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
197	理髪・美容	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
198	せたJOB応援プロジェクト	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
199	世田谷区作業所等経営ネットワーク支援事業委託	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
200	世田谷区障害者施設製品販売促進事業委託	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
201	世田谷区障害者授産体験実習事業運営委託(喫茶びあ粕谷店、かふぇいろどり)	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
202	世田谷区障害者就労支援運営委託(障害者就労支援センター)	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
203	世田谷区リフト付タクシー補助券等の封入・発送委託	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
204	区立障害者施設の運営管理	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	有
205	障害者等自動車利用支援に伴う世田谷区リフト付タクシー業務委託 (区の借上げ車両の運行)	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
206	障害福祉サービス費等利用者負担金の口座振替業務	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
207	障害福祉サービス費請求システムの構築、運用、保守	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
208	福祉タクシー券等の支払い事務業務委託	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
209	世田谷区福祉タクシー券等の封入・発送委託	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
210	障害福祉施設の送迎	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
211	施設利用における利用者登録事務及び、「障害者の健康プログラム事業」利用者参加のための身体状況確認	障害福祉部障害者地域生活課	区長	有	無
212	ピアサポーターの養成、養成する段階からの支援者との顔の見える関係づくり、個々に応じたピアサポート活動の体験学習・実習先とのマッチング、活動後のフォローアップなど、ピアサポーター活躍支援に求められる機能をトータルで提供する	 	区長	有	無
213	医療的ケアに係る基本相談事業、在宅生活支援プラン作成事業、相談 支援従事者及び児童発達支援施設等事業者支援事業に関する委託、災 害時個別支援計画作成事業等		区長	有	無
214	障害分野に関する相談機関が質の高い相談支援を行うためのバック アップ機関として、地域障害者相談支援センター ぽーと "と協力・連 携し、区内の相談支援事業者に対する総合的、専門的な支援(人材育 成含む)および基本相談支援業務等を委託する。	川有事品和当川有事保健品和等	区長	有	有
215	区民健康情報システム(精神障害者の手帳等級、利用医療機関、疾病情報等の個人情報を正確かつ効率的に一元管理することで、適正な事務を行う)		区長	有	無
216	身体障害者診断書・意見書発行について、医師会に業務内容を委託。	障害福祉部障害保健福祉課	区長	有	無
217	世田谷区発達障害相談・療育センター及び子育てステーション発達相 談室管理運営業務委託(発達障害又はその疑いがある方とそのご家 族、関係機関を対象に相談、療育、地域支援の事業を行うもの)		区長	有	無
218	障害者の入所施設からの地域移行及び自立生活の継続に向けた支援体制の充実を図るため、障害者の自立生活に必要な様々なプログラムや 障害者の家族への支援業務を実施する		区長	有	無
219	年齢や障害種別を問わず区民からの相談の受付、総合支所保健福祉センター等との連携、在宅の一人暮らし障害者等に対する伴走型寄り添い支援、地域包括ケアシステムの推進に向けた対応等の委託		区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
220	発達障害ピアサポート支援プログラム運営業務委託(主に高校・大学世代の発達に特性をもつ方に対し、社会的自立に向けた準備が行えるよう当事者による支援プログラム等を実施するもの)	障害福祉部障害保健福祉課	区長	有	無
221	精神科病院に長期入院している世田谷区の地域移行支援の対象となる 精神障害者に対する地域生活への移行支援	障害福祉部障害保健福祉課	区長	有	無
222	私立幼稚園等保護者補助金の申請書類の確認及びデータの作成、各種 通知書の印字・印刷作業委託	子ども・若者部子ども・若者支援課	区長	有	無
223	私立幼稚園等保護者補助金就園奨励システム保守作業委託	子ども・若者部子ども・若者支援課	区長	有	有
224	私立幼稚園等保護者補助金申請書類のパンチ入力	子ども・若者部子ども・若者支援課	区長	有	無
225	奨学資金管理システム保守作業委託	子ども・若者部子ども・若者支援課	区長	有	無
226	奨学資金返還金の口座振替処理	子ども・若者部子ども・若者支援課	区長	有	無
227	学童クラブにおける次年度入会児童の台帳入力作業委託	子ども・若者部児童課	区長	有	無
228	産前・産後訪問支援事業にて、利用者宅へのヘルパー派遣委託を実施 している。	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
229	保護者の都合等により帰宅時間が夜間にわたる場合に、区内に在住する小学生の短時間の預かり事業を委託している。	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
230	通知書等の印刷・印字・封入・封緘・発送、入力、電話応対委託	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
231	ひとり親家庭等医療費助成制度における現況届及び医療証について、 印刷、印字、封入封緘及び発送の業務。	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
232	乳幼児・子ども・高校生等・ひとり親家庭等の医療助成費支給事務を 迅速かつ適正に実施するため、申請書の審査、医療機関等への照会、 金額の計算、点検、データ入力等の一連の業務。		区長	有	無
233	区立母子生活支援施設の運営及び母子の保護、入所者への生活・自立 支援業務	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	有
234	緊急に保護を要すると判断した以下の女子・母子を一時保護室に入室させ、必要な支援を行う。	子ども・若者部子ども家庭課	区長	無	有
235	見守りが必要な母子等を施設に入所させ、必要な支援を行う。	子ども・若者部子ども家庭課	区長	無	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
236	生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業の運営委託	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
237	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業の運営委託	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
238	利用者支援事業(子育て家庭からの相談を基に個別ニーズを把握し、 それに基づいて情報の集約・提供、相談、地域連携等を行う。)	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
239	子育て中の家庭の生活の安定及び子育ての負担軽減や保護者の孤立の 防止等子育て中の家庭の福祉の向上を図るため、施設内で子どもを一 時的に預かる。		区長	有	無
240	地域で子育ての援助を受けたい者と子育ての援助を行いたい者が相互に連携して組織的な援助活動を行うことができるように支援する。	子ども・若者部子ども家庭課	区長	有	無
241	子どもや保護者等がより相談しやすい環境を整備し、児童虐待の未然 防止や早期発見を図るため、厚生労働省が令和5年2月から実施して いる「親子のための相談SNS」への対応にあたり、都と協定を締結 し一体的な実施体制のもとで、都が一括して委託した事業者に業務を 委託する。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
242	フォスタリング業務委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
243	児童福祉法に基づく措置に係る診療(調剤)報酬の審査支払事務の委 託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
244	母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業実施委託【ママズルーム】 母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業実施委託(産後の不安定になりやすい一定時期の母子について、虐待の未然防止や育児不安、育児疲れの解消を目的として、日帰りで、母体の休養及び体力の回復並びに母体ケア・乳児ケアを実施し、育児に資する指導、カウンセリング等を行う)		区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
245	母子保健法第17条の2第2項に規定する産後ケア事業実施委託【産後ケアセンター】 母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業実施委託(産後の不安定になりやすい一定時期の母子について、虐待の未然防止や育児不安、育児疲れの解消を目的として、日帰りで、母体の休養及び体力の回復並びに母体ケア・乳児ケアを実施し、育児に資する指導、カウンセリング等を行う)		区長	有	有
246	母子保健法第17条の2第2項に規定する産後ケア事業実施委託【至誠会第二病院】 母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業実施委託(産後の不安定になりやすい一定時期の母子について、虐待の未然防止や育児不安、育児疲れの解消を目的として、日帰りで、母体の休養及び体力の回復並びに母体ケア・乳児ケアを実施し、育児に資する指導、カウンセリング等を行う)		区長	有	有
247	子ども家庭相談支援システムの保守委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
248	子どもの健康の増進及び生活の安定を図るとともに家庭が必要としている支援につなぐことを目的として、配食事業を実施する。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
249	子育て短期支援事業実施委託【愛恵会】(食事その他見回りの世話、 事業報告書の提出等)	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
250	子育て短期支援事業実施委託【協力家庭】(食事その他見回りの世話、通学時の送迎、事業報告書の提出等)	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
251	子育て短期支援事業実施委託【日赤】(食事その他見回りの世話、事業報告書の提出等)	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
252	子育て短期支援事業実施委託【福音寮子どものショートステイほか】 (食事その他見回りの世話、通学時の送迎、児童の行動観察、事業報告書の提出等)		区長	有	無
253	子育て短期支援事業要綱に基づき、預かり養育を行う協力家庭をバックアップする。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
254	児童福祉法及び児童虐待防止法に定める児童虐待に係る通告について、区市町村及び児童相談所として受理するための専用電話「世田谷区児童虐待通告ダイヤル」を整備している。平日の日中は児童相談所職員が対応を行うが、夜間休日の通告にも適切かつ迅速に対応するため、夜間休日の虐待通告受電業務を、外部委託により対応する。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
255	地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設に係る事務の管理及び執行を東京都へ委託する。		区長	有	有
256	児童相談所システム保守委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
257	障害児入所給付費等の審査支払事務の委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
258	子どもの心身の健康の増進及び家庭の生活の安定を図るとともに家庭が必要としている支援につなぐことを目的として、子どもの食に課題があり地域から孤立しやすい状況にある家庭に対し、調理等を行う地域住民(食の支援サポーター)の派遣による食事支援を行う。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
259	世田谷区児童養護施設退所者等支援事業 生活サポート業務委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
260	世田谷区児童養護施設退所者等相談支援事業業務委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
261	養育支援等ホームヘルパーの訪問委託	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	無
262	子ども・子育てサービスシステムの運用保守管理業務	子ども・若者部保育認定・調整課	区長	有	有
263	保育所入所に関する業務、幼児教育・保育の無償化に伴う認定・補助 金に関する業務を受託事業者の持つ専門性・技術等を最大限活用する ことにより、正確かつ迅速、効率的な業務遂行を図り、業務改善を行 うことを目的とする。	子ども・若者部保育認定・調整課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
264	【世田谷区児童相談所弁護士業務委託その1】 児童相談所業務に関して、児童相談所職員への助言、指導に関すること及び対外的な対応に関すること 措置、一時保護されている子どもへの支援等に関すること 児童相談所職員の法的対応力向上に関すること	児童相談所副所長	区長	有	無
265	【世田谷区児童相談所弁護士業務委託その2】 児童相談所業務に関して、児童相談所職員への助言、指導に関すること及び対外的な対応に関すること 措置、一時保護されている子どもへの支援等に関すること	児童相談所副所長	区長	有	無
266	【世田谷区児童相談所医学業務委託】 児童相談所が係属している子どもや保護者等に対する問診等による医学的評価や助言 児童福祉法第28条等の申立に係る医学意見書の作成 一時保護所へ入所する子どもに対する問診等による健康診断の実施及び診断書作成	児童相談所副所長	区長	有	無
267	【世田谷区児童相談所維持管理業務委託】 水中活動室、障害者団体活動支援スペース利用団体等登録業務 水中活動室、障害者団体活動支援スペース利用予約受付業務	児童相談所副所長	区長	有	無
268	区民の口腔保健の保持・増進のため、40,45,50,55,6 0,65,70歳の区民を対象に、地区歯科医師会および杉並区歯科 医師会に対し、歯科健康診査及び希望者への歯周病予防指導の実施を 委託する。	1世用谷保健所健康推進課	区長	有	無
269	区民の口腔保健の保持・増進のため、在宅の障害者・高齢者を対象に、訪問により歯科健診と口腔ケア指導を行うとともに、かかりつけ歯科医がいない者に対する緊急時の相談、応急処置等が必要な者に対する緊急訪問および相談診査の実施を地区歯科医師会に委託する。	1世田谷保健所健康推進課	区長	有	無
270	母子保健法に基づき母子の口腔保健の保持・増進を目的として、妊婦 及び出産後1年以内の産婦である区民を対象に、地区歯科医師会に対 し、歯科健康診査の実施を委託する。		区長	有	無
271	区民の口腔保健の保持・増進のため、認知機能の低下がみられる高齢 者等を対象に、栄養状態の改善や認知機能低下の予防等、全身の健康 づくりのために、地区歯科医師会に歯科健康診査の実施を委託する。		区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
272	幼児の健康保持・増進のため、地区歯科医師会に対し、乳歯が生え揃い、う蝕が増加する2歳6か月児のう蝕防止を目的とした歯科健康診査及び適切な指導の実施を委託する。		区長	有	無
273	区民の歯科保健向上のため、世田谷区区民歯科相談実施要綱に基づき、玉川歯科医師会に対し、口腔衛生に関する保健指導及び歯科衛生 思想の普及啓発の広報宣伝活動の実施を委託する。	世田谷保健所健康推進課	区長	有	無
274	区民の口腔保健の保持・増進のため、61・66・71歳の区民を対象に、地区歯科医師会に対し、口腔がん検診の実施を委託する。	世田谷保健所健康推進課	区長	有	無
275	区民の母子保健の向上を目的として、世田谷区フッ素塗布実施要綱に基づき、地区歯科医師会に対し、4歳および6歳の区民を対象とする う蝕予防に有効なフッ素塗布の実施を委託する。		区長	有	無
276	区内の幼稚園児・保育園児の健康の保持・増進を目的として、世田谷区幼稚園児・保育園児歯科健康診査(医療機関委託)実施要綱に基づき、地区歯科医師会に対し、口腔疾患の早期発見、早期治療を促進するための歯科健康審査及び保健指導の実施を委託する。	世田谷保健所健康推進課	区長	有	無
277	2歳6か月児歯科健康診査を委託した地区歯科医師会から提出された「受診票」の記載内容(実施結果)について、区民健康情報システムに取り込み管理するため、パンチ業者に対し、パンチ入力を委託する。		区長	有	無
278	幼稚園児・保育園児歯科健康診査を実施した園から提出された「診断票」の記載内容(実施結果)について、統計等に活用しやすい電子 データにするため、パンチ業者に対し、パンチ入力を委託する。		区長	有	無
279	地区歯科医師会および杉並区歯科医師会から提出された成人歯科健診結果を区民健康情報システムに取り込み管理するため、パンチ業者に対し、パンチ入力を委託する。		区長	有	無
280	こころの悩みや精神的な問題で困っている当事者や家族等からの電話 相談を実施し、必要な支援へつなぐ。また、相談員に必要な知識や技 術を習得させ、相談の質の向上を図るよう計画的に研修を実施する。		区長	有	無

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
281	妊娠前からの支援をより充実させるために、不妊治療に悩んでいる区民やその家族、将来子どもを持つことを希望している世代等に対する専門家(不妊症看護認定看護師、臨床心理士、胚培養士、ピアカウンセラー等)による相談事業を外部委託する。相談事業は、以下の方法により実施し、匿名による区民からの相談に対し専門家チームがアドバイスを行う。(1)当事業用に委託先が作成する区専用公式LINEアカウントから遷移した相談フォーム(委託先が保有するサーバ上に構築し、サービス利用の登録には自治体コードを活用する。)(2)クラウド型の会議サービス (3)通話相談 (2)及び(3)は、(1)を補完するものとして、相談者から希望があった際に事前予約を受付の上、実施する。	世田谷保健所健康推進課	区長	有	無
282	母子保健に関する各種健診情報【乳児(6~7か月児及び9~10か月児) 健診、1歳6か月児内科健診、2歳6カ月時歯科健診、妊婦健診(1回 目、2回目及びそれ以降、妊婦子宮頸がん検査、妊婦超音波検査)】に ついて、受診票(紙)の結果情報をデータ化し区民健康情報システム へ取り込むため、パンチ業者に対し、パンチデータ作成を委託する。		区長	有	無
283	妊婦健康診査、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、1歳6か月児内科 健康診査、精密健康診査、保健指導等の健康診査にかかる業務を委託 する。		区長	有	無
284	がん患者等のがん相談・就労相談、がん相談コーナーの運営委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
285	がん検診の精度管理業務委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
286	衛生統計データの集計作業委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	有
287	地域保健法における各種検(健)診業務委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
288	各種検(健)診結果のパンチ入力業務委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
289	健康増進法における各種検診業務委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
290	感染症法における(緊急)肝炎ウイルス検診業務委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
291	区民健康情報システム(健康推進ファイル)の保守作業委託(長期継 続契約)	世田谷保健所健康企画課	区長	有	有
292	健康度測定・再測定、運動負荷測定、健康増進指導、地域での健康づくり支援、生活習慣病重症化予防、障害者の健康づくり	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
293	地域保健法における保健指導業務委託	世田谷保健所健康企画課	区長	有	無
294	特定疾患(指定難病)医療費助成の申請業務に関して、医療券等交付 決定通知書(認否・再交付)をデータ化するために、パンチ入力及び その結果をシステムに取り込む作業を委託している。		区長	有	有
295	専門医等による難病検診・相談、患者の生活相談・保健指導を実施する委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
296	新型コロナウイルス感染症積極的疫学調査補助およびデータ入力業務 委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
297	新型コロナウイルス感染症における「世田谷区自宅療養者健康観察センター」運営委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
298	新型コロナウイルス感染症における「世田谷区自宅療養者等相談センター」運営委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
299	新型コロナウイルス感染症に関する電話相談等委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
300	新型コロナウイルス感染症に伴う入院待機施設の運営業務委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
301	予防接種台帳へ予防接種実施記録を取り込むための電子計算機入力 データ作成の業務委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	無
302	医療機関で予防接種を実施するため事業委託	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	無
303	新型コロナワクチン接種証明書の発行業務の一部委託	世田谷保健所住民接種担当課	区長	無	有
304	食品取扱従事者保菌者検索事業の糞便検査の委託	世田谷保健所生活保健課	区長	有	無
305	区が運用している「住宅統合管理システム」の保守、運用について業 務委託する。	都市整備政策部住宅管理課	区長	有	有
306	世田谷区営住宅等の管理運営業務委託	都市整備政策部住宅管理課	区長	有	有

資料No.3 - 2

No	委託の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
307	区営、区立住宅の入居者と元入居者の滞納使用料に関する債権回収業 務について弁護士に一部委託している。	都市整備政策部住宅管理課	区長	有	有
308	民間賃貸住宅に入居する高齢者等に対し、訪問して定期的に声がけを 行うことにより、家主又は不動産業者の不安を払拭し、もって高齢者 等の入居及び居住継続を円滑にすることを目的とする。		区長	有	無
309	高齢の方や、障害のある方、ひとり親世帯の方等の居住を支援するとともに、区の住まいに関するサービス等の情報を提供する。また、住まいに関する相談について案内する。		区長	有	有
310	家具転倒防止器具取付支援事業の委託その 2	 防災街づくり担当部防災街づくり課 	区長	有	無
311	世田谷区空家等対策審査会の速記等に関する委託 (世田谷区空家等対策審査会において、発言内容を記録し、速記録の 作成を行う。)	防災街づくり担当部建築安全課	区長	有	有
312	土地境界確定に係る図面等の入力作業委託	道路・交通計画部道路管理課	区長	有	有
313	土地境界確定に係る代行業務委託	道路・交通計画部道路管理課	区長	有	有
314	区立レンタサイクルポートの管理及び運営	土木部交通安全自転車課	区長	有	無
315	区立自転車等駐車場の管理及び運営	土木部交通安全自転車課	区長	有	無
316	児童生徒等の検診業務委託	教育委員会事務局学校健康推進課	教育委員会	有	無
317	児童生徒等の生活習慣病予防検診業務委託	教育委員会事務局学校健康推進課	教育委員会	有	無
318	教職員人事庶務・文書管理システムに関するヘルプデスク運営業務委 託	教育委員会事務局教育指導課	教育委員会	有	無
319	教職員人事情報システム運用サポート委託	教育委員会事務局教育指導課	教育委員会	有	無

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
1	警察	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	有
2	日本放送協会	放送法第64条第2項、日本放送協会 受信料免除基準に基づく受信料減免対 象者の調査	第69条第1項	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
3	堅	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	世田谷総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
4	警察	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	有
5	日本放送協会	放送法第64条第2項、日本放送協会 受信料免除基準に基づく受信料減免対 象者の調査	第69条第1項	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
6	警察署	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課	区長	有	有
7	警察	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	玉川総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	有
8		放送法第64条第2項、日本放送協会 受信料免除基準に基づく受信料減免対 象者の調査	第69条第1項	玉川総合支所保健福祉センター健康 づくり課	区長	有	有

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
9	警察署	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	玉川総合支所保健福祉センター健康 づくり課	区長	有	有
10	警察	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	砧総合支所保健福祉センター生活支 援課	区長	有	有
11	日本放送協会	放送法第64条第2項、日本放送協会 受信料免除基準に基づく受信料減免対 象者の調査	第69条第1項	砧総合支所保健福祉センター健康づ くり課	区長	有	有
12	警察署	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	砧総合支所保健福祉センター健康づ くり課	图图	有	有
13	警察	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	烏山総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	有
14	日本放送協会	放送法第64条第2項、日本放送協会 受信料免除基準に基づく受信料減免対 象者の調査	第69条第1項	烏山総合支所保健福祉センター健康 づくり課	区長	有	有
15	警察署	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査に必要な取調べ	第69条第1項	烏山総合支所保健福祉センター健康 づくり課	区長	有	有
16	国税局及び税務署	官公庁等への協力要請に基づく調査・ 照会に対して提供するため	第69条第1項	財務部納税課	区長	有	有

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
17	地方公共団体の徴税機関	事業者等への協力要請に基づく滞納者 情報の調査・照会に対して提供するため	第69条第1項	財務部納税課	区長	有	有
18	市区町村の国民健康保険課等、他の 行政機関、独立行政法人等	国民健康保険法第113条の2第1項 等に基づく調査・照会に対して提供す るため	第69条第2項第3号	財務部納税課	区長	有	有
19	東京出入国在留管理局等、他の行政 機関、独立行政法人等	出入国管理及び難民認定法等に基づく 調査・照会に対して提供するため	第69条第2項第3号	財務部納税課	区長	有	有
20	世田谷区教育委員会	学校教育法施行令第1条その他それに 基づく法令の請求に対して個人情報を 提供し、学齢簿編成等のために利用す る。	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
21	世田谷区教育委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第11号に基づく請求に対して、学校管理下における児童・生徒の事故に関する事務、学校給食の運営に関する事務等のために利用する。	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
22	世田谷区教育委員会	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律19条第11号に基づく請求に対して、児童及び生徒の就学等に関する事務のために利用する。	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
23	東京法務局、外務省、アメリカ大使 館(領事館)	東京法務局…在留外国人の当該国領事館への死亡通知、外務省…ロシア大使館への通知、アメリカ大使館…自国民の死亡確認	第69条第2項第3号	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
24	簡易裁判所	届出を怠った者に対する裁判	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
25	国又は地方公共団体の機関	住民登録地の確認、調査	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
26	本人等、第三者、国又は地方公共団 体、弁護士等	戸籍の附票の写しの交付	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
27	新本籍地(転属先)の他市区町村長	戸籍の附票の記載	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
28	国土交通省関東運輸局長	道路運送法第7条及び第6条に基づく審 査基準	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
29	届出人又は届出事件本人の住所地の 市区町村長	戸籍に関する届書等に基づき、住民票 の記載等を行う。	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
30	他市区町村長	戸籍届書の送付を受け戸籍の記載をす る。	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
31	検察庁	犯罪歴を有する者の本籍変更に伴う犯 歴票の修正	第69条第2項第3号	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	無

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
32	体の機関、の機関から権限の委	各種法律、条令又は規則が一定の資格 制限をしている場合に資格調査を必要 とするため		地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	無
33	禁治産者、準禁治産者、破産者名簿 及び犯歴票搭載者新本籍地の市区町 村長	禁治産者、準禁治産者、破産者名簿及 び犯歴票の作成	第69条第2項第3号	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
34	選挙関係失権者の住所地市区町村選 挙管理委員会	選挙人名簿の調製事務	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	图图	有	有
35	法律上一定の資格登録機関であり、 法律上の欠格事由の認定が法律上義 務付けられている団体(弁護士会、 日本行政書士連合会等)	法律による名簿登録のため申請者の資 格調査を必要とするため	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
36	本人	禁治産、準禁治産、破産の有無につい て、官公署等への提出及び第三者に証 明するため	第69条第2項第3号	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	無
37	税務署	相続税の相続人	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
38	第三者、国又は地方公共団体、弁護 士等	戸籍証明書の交付	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
39	東京法務局	戸籍事務の監督局としての助言、勧 告、報告、保管等	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
40	東京法務局	国籍選択未了者の把握	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
41	本人等	戸籍証明書の交付	第69条第1項	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	有	有
42	東京都福祉保健局、労働基準監督署、警察署	保健医療機関等の指導、労災給付決 定、捜査等のため	第69条第1項	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
43	公益社団法人国民健康保険中央会	「国保データベースシステム」による レセプトデータ分析	第69条第2項第3号	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
44	警視庁	「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」に基づき警視庁に対して個人情報を提供し、提供先は110番等で対応した事案の児童虐待通告判断の検討に利用する。		子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
45	厚生労働省、小児慢性特定疾病情報 センター	小児慢性特定疾病に関する研究の推進 及び政策立案のため	第69条第1項	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
46	選挙管理委員会	特定患者等の郵便等を用いて行う投票 方法の特例に関する法律第3条2項に 基づく特例郵便等投票請求に対して個 人情報を提供し、提供先は投票用紙等 の交付の可否を決定するために利用す る。	第69条第1項	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	無
47	警視庁、警察署	刑事訴訟法第197条第2項に基づく 捜査関係事項照会に対して個人情報を 提供する。	第69条第1項	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
48	労働基準監督署	労働災害補償保険法に基づく労災給付請求に対して個人情報を提供し、提供 先は給付可否を決定するため利用する。		世田谷保健所感染症対策課	区長	有	無
49	官公署	捜査のため	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区長	有	有
50	官公署	国税等の滞納処分のため等	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区長	有	有
51	官公署	税務調査等	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区	有	有
52	法務局	表題部所有者不明土地の所有者の把握等	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区長	有	有
53	官公署	都税調査・非課税の事務処理等	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区長	有	有
54	弁護士会	事件処理のため	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区長	有	有
55	官公署	調査のため	第69条第1項	世田谷保健所生活保健課	区長	有	有

要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報を含むもの

資料No.3 - 3

No	提供先	提供先での利用目的	該当条項	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
56	東京都	表彰にかかる審査のため	第69条第2項第3号	教育委員会事務局学校健康推進課	教育委員会	有	無
57	国立成育医療研究センター	検診結果をもとに、検査手法の見直 し、分析等を行い、効果的な検査等に つなげるため	第69条第2項第1号	教育委員会事務局学校健康推進課	教育委員会	有	無
58	児童相談所	児童虐待通告に基づく調査	第69条第1項	教育委員会事務局学務課	教育委員会	有	有

オンライン結合・システム導入の審査基準案件一覧

資料No.3 - 4

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
1	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて情報共有を図る。なお、運用は平成27年度より開始している。	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	有
2	オンライン結合	医療扶助の支給決定に際して、医療機関に対する診療(調剤、訪問看護等) 報酬の支払いに関する個人情報を、区の電子計算機と社会保険診療報酬 支払基金とでLGWAN回線結合により授受している。	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
3	オンライン結合	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託におけるデータ受渡しについて、区の電子計算機と委託先事業者とを L GWAN回線結合により実施。	世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
4	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて情報共有を図る。なお、運用は平成27年度より開始している。	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	有
5	オンライン結合	医療扶助の支給決定に際して、医療機関に対する診療(調剤、訪問看護等) 報酬の支払いに関する個人情報を、区の電子計算機と社会保険診療報酬 支払基金とでLGWAN回線結合により授受している。	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
6	オンライン結合	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託におけるデータ受渡しについて、区の電子計算機と委託先事業者とを L GWAN回線結合により実施。	北沢総合支所保健福祉センター生活支援課	区長	有	無
7	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて情報共有を図る。なお、運用は平成27年度より開始している。	玉川総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	有

資料No.3 - 4

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
8	オンライン結合	医療扶助の支給決定に際して、医療機関に対する診療(調剤、訪問看護等) 報酬の支払いに関する個人情報を、区の電子計算機と社会保険診療報酬 支払基金とでLGWAN回線結合により授受している。	玉川総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	無
9	オンライン結合	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託におけるデータ受渡しについて、区の電子計算機と委託先事業者とを L GWAN回線結合により実施。	玉川総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	無
10	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて情報共有を図る。なお、運用は平成27年度より開始している。	砧総合支所保健福祉センター生活支 援課	区長	有	有
11	オンライン結合	医療扶助の支給決定に際して、医療機関に対する診療(調剤、訪問看護等) 報酬の支払いに関する個人情報を、区の電子計算機と社会保険診療報酬 支払基金とでLGWAN回線結合により授受している。	砧総合支所保健福祉センター生活支 援課	区長	有	無
12	オンライン結合	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託におけるデータ受渡しについて、区の電子計算機と委託先事業者とを L GWAN回線結合により実施。	砧総合支所保健福祉センター生活支 援課	区長	有	無
13	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて情報共有を図る。なお、運用は平成27年度より開始している。	烏山総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	有
14	オンライン結合	医療扶助の支給決定に際して、医療機関に対する診療(調剤、訪問看護等)報酬の支払いに関する個人情報を、区の電子計算機と社会保険診療報酬 支払基金とでLGWAN回線結合により授受している。	烏山総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	無

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
15	オンライン結合	生活保護システム関連帳票出力及び封入封緘業務委託におけるデータ受渡しについて、区の電子計算機と委託先事業者とを L GWAN回線結合により実施。	烏山総合支所保健福祉センター生活 支援課	区長	有	無
16	オンライン結合・ システム導入	区が利用しているSKY2システムを、データセンター内に配置したシステム環境を利用するサービス利用型のシステム環境とするため、平成26年1月から富士通データセンターとオンライン結合を行う。オンライン結合の方法は専用回線とし、専用回線によりセキュリティを確保する。	DX推進担当部DX推進担当課	区長	無	有
17	システム導入	児童・障害・高齢者情報など各種保健福祉サービスを総合的に管理する ために保健福祉総合情報システムを構築。平成10年より運用開始。	DX推進担当部DX推進担当課	区長	有	有
18	オンライン結合・ システム導入	世田谷区組織規則に基づく職員の人事・服務管理のため、富士通Japan株式会社製の自治体用内部情報プログラム・プロダクト「IPKNOWLEDGE」を運用することに伴い、専用回線を経由して同社のデータセンターへ接続する。	総務部人事課	区長	有	無
19	オンライン結合・ システム導入	国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)第94条に基づく国民保護措置業務において、武力攻撃事態等による避難住民及び武力攻撃災害により死亡又は負傷した住民の安否情報の収集・整理・報告を行うとともに、国・地方公共団体が安否情報を共有して国民からの照会に回答できるよう総務省消防庁にて安否情報システムを構築し、平成20年より運用を開始した。なお、個人情報の保護のため総合行政ネットワークLGWAN回線を用いた高いセキュリティを確保している。	危機管理部災害対策課	区長	有	有
20	オンライン結合・ システム導入	「DV等相談記録管理システム」 各総合支所子ども家庭支援センターで受け付けているDV等に関する相談 業務について、相談内容を記録し、必要に応じて記録を共有して迅速な DV被害者支援を行うため、DV等相談記録管理システムを導入する。(令 和元年6月運用開始)	生活文化政策部人権・男女共同参画 課	区長	有	有
21	オンライン結合	「女性のための悩みごと・DV相談」におけるLINEを活用した相談受付男女共同参画センターらぶらすが実施している「女性のための悩みごと・DV相談」について、相談しやすい環境を作り女性の悩みごとやDV被害の深刻化を防ぐため、LINEを活用した相談受付を実施する。(令和4年5月17日受付開始)	生活文化政策部人権・男女共同参画 課	区長	有	有

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
22	オンライン結合	住民基本台帳事務の証明書等自動交付業務において、利用者証明用電子証明書を利用して全国のコンビニエンスストア等に設置するKIOSK端末で証明書を取得するサービスを提供するため、平成28年2月より、コンビニ事業者等が運営するECセンター及び地方公共団体情報システム機構が運営する広域交付サーバとオンライン結合を行う。 結合の方法は専用回線とし、SSL通信による通信内容の暗号化によりセキュリティを確保する。	地域行政部住民記録・戸籍課	区	無	有
23	オンライン結合	コンビニエンスストア等に設置のキオスク端末により戸籍全事項証明書及び戸籍個人事項証明書を交付するため、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)にデータの受信・送信業務を委託する。 開始時期:令和2年3月10日から継続的に。	地域行政部住民記録・戸籍課	区長	無	有
24	システム導入	清掃・リサイクル条例に基づき粗大ごみの受付・収集業務を実施するため、粗大ごみ業務システムファイルをシステム導入する。	清掃・リサイクル部事業課	区長	有	無
25	オンライン結合	後期高齢者医療制度の運営主体は、東京都後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)である。広域連合は、平成19年3月1日に設立された地方自治法に基づく特別地方公共団体である。区は、当該業務に必要となる「住民基本台帳情報(住登外登録情報を含む。)」、「外国人登録情報」、「所得・課税情報」及び「生活保護情報」等を、広域連合に提供する必要がある。情報の送受信にあたり、国保・年金課の電子計算機と広域連合に設置された電子計算機とを回線結合する。開始時期:平成19年7月	保健福祉政策部国保・年金課	区長	有	有
26	オンライン結合	番号法第19条第8号 別表第2に基づき主務省令で定める事務において、情報照会、情報提供を行うため、平成28年9月から中間サーバとオンライン結合を行う。オンライン結合の方法はLGWAN回線とする。	保健福祉政策部保険料収納課	区長	有	有
27	オンライン結合・ システム導入	電話や訪問による納付勧奨業務を委託業者が行うにあたって、滞納者のみの個人情報を閲覧できるよう電話催告システムを構築しシステム保守を委託している。 平成30年6月のシステムリプレイス後、SKY2データセンターとAZUREクラウド内の電話催告システムのデータ連携は、閉域通信網で区仮想サーバを介して自動連携で行う。	保健福祉政策部保険料収納課	区長	無	有

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
28	オンライン結合	番号法第19条第8号 別表第2に基づき主務省令で定める事務において、情報照会、情報提供を行うため、平成28年9月から中間サーバとオンライン結合を行う。オンライン結合の方法はLGWAN回線とする。	高齢福祉部介護保険課	区長	有	有
29	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として、あんしんすこやかセンターおよび区(介護予防・地域支援課、各総合支所保健福祉課)とで相互にメールにて情報共有を図る。	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	有
30	オンライン結合	認知症もしくはその疑いがあり、行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)、または認知症もしくはその疑いがあり身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、早期解決を目的として東京都が運営する行方不明認知症高齢者等情報共有サイトにて情報共有を図る。なお、運用は平成27年度より開始している。	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	有
31	オンライン結合	東京都と公益財団法人東京都医学総合研究所が協働して開発した、認知症の行動・心理症状(以下「BPSD」という。)を軽減する「日本版BPSDケアプログラム」を活用した「認知症ケアプログラム推進事業」を、認知症ケアに携わる区内介護事業所の職員に対して積極的に普及させ、認知症ケアの質の向上を図ることを目的として、区が「BPSD地域モニタリングシステム(オンラインシステム)」の入力内容の進捗状況を適宜確認するとともに、蓄積された事例の評価・検証を行い、その結果を区内介護事業所に紹介することで、区内の認知症高齢者のBPSDの改善を促進させるため、インターネット回線を通じた回線結合を行う。なお、運用は平成30年度より開始している。	高齢福祉部介護予防・地域支援課	区長	有	無
32	システム導入	重症心身障害児(者)等の健康の保持並びにその家族の福祉の向上及び 就労の支援を図る重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業における 利用者情報の管理を行うため、平成26年4月1日からシステムを利用 する。	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
33	オンライン結合	障害支援区分認定調査についてクラウド上のオンライン会議及び電子 メールを利用するため、令和4年4月1日より、区の電子計算機とクラウドサービス提供事業者の電子計算機及び区民の電子計算機を回線結合する。	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無

資料No.3 - 4

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
34	オンライン結合・ システム導入	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第28条、第三節~第六節及び第77条に定めるサービスの支給決定処理及び児童福祉法第21条の5の2、第四節第1款に定めるサービスの支給決定処理を行うために、平成18年度より障害者自立支援システムを導入する。	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
35	システム導入	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第1項に定める障害支援区分の認定を行うために、平成18年5月1日から障害認定システムを導入する。	障害福祉部障害施策推進課	区長	有	無
36	オンライン結合	各種手当の通知書等印字等委託のため、委託業者とオンライン結合 (LGWAN回線)を行う。	子ども・若者部子ども家庭課	区	有	無
37	オンライン結合	警視庁と児童虐待情報を共有するにあたり、警視庁の電子計算機と区の電子計算機をLGWAN 回線により接続する。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
38	オンライン結合	国が構築する情報共有システムを用いて要保護児童等の情報提供や閲覧を行うにあたり、国の電子計算機と区の電子計算機を L G W A N 回線により接続する。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
39	オンライン結合・ システム導入	児童福祉法に基づく子ども家庭支援業務において、業務の効率的・安定 的な運用及び管理、個人情報の保護のため平成19年4月1日から区 ネットワークとのオンライン結合を行う。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
40	オンライン結合	児童虐待に関する情報の共有化や各種業務の効率化を図り、各種記録等を適切に管理するため、児童相談所システムを構築する。令和2年4月1日の児童相談所開設にあたり、データ引継ぎを行うため、令和元年11月から区ネットワークとのオンライン結合により業務開始する。	子ども・若者部児童相談支援課	区長	有	有
41	オンライン結合	東京共同電子申請・届出サービス、ぴったりサービス及びWeb口座振替受付サービスを利用した保育関連の各種電子申請の受付。	子ども・若者部保育認定・調整課	区長	有	有

資料No.3 - 4

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
42	オンライン結合・ システム導入	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型コロナウイルス感染症の予防業務において、保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化や保健所の業務負担軽減を図るため、厚生労働省が導入した「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」とオンライン結合を行う。本システムを利用し、新型コロナウイルス感染症の患者に関する情報把握・入力等を行う。なお、令和2年5月17日より本システムとオンライン結合をしており、継続して行うものである。	世田谷保健所健康企画課	区長	有	有
43	システム導入	健康増進事業法に基づく各種検(健)診、健康保持のための各種検 (健)診、伝染病の蔓延防止と感染予防、母子保健対策、健康づくり活動の援助・推進のため、平成17年度よりシステムを導入。本システムは DX推進担当課が整備したVDI環境にて稼働している。なお、オンライン 結合は行っていない。	世田谷保健所健康企画課	区長	有	有
44	オンライン結合・ システム導入	戸籍法等に基づく人口動態調査業務において、東京都および厚生労働省へ調査票の報告を行うため、平成23年3月よりLGWAN回線接続により「人口動態調査オンライン報告システム」を利用して処理を行う。	世田谷保健所健康企画課	区長	有	有
45	オンライン結合・ システム導入	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型コロナウイルス感染症の予防業務において、保健所・都道府県・医療機関等をはじめとした関係者間の情報共有・把握の迅速化や保健所の業務負担軽減を図るため、厚生労働省が導入した「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)」とオンライン結合を行う。システムを利用し、新型コロナウイルス感染症の患者に関する情報把握・入力等を行う。なお、令和2年5月17日より本システムとオンライン結合をしており、継続して行うものである。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
46	オンライン結合・ システム導入	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型コロナウイルス感染症の予防業務において、都内の新型コロナウイルス感染症患者の入院・宿泊療養調整を東京都が一括で行うため、東京都が導入した「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム(MIST)」とオンライン結合を行う。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有

資料No.3 - 4

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
47	オンライン結合	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく新型コロナウイルス感染症の予防業務において、外部委託している健康観察・療養調整・相談業務等の報告や対応相談事項などの情報を共有するため、委託事業者が作成した外部のクラウド(Google ドライブ)上のファイルとオンライン結合を行う。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
48	オンライン結合	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、結 核を患っている者への業務のため、結核予防会がインターネット上で提 供する「飲みきるミカタ」とオンライン結合を行う。暗号化、パスワー ドによりセキュリティを確保している。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	無
49	システム導入	児童福祉法に定めのある小児慢性特定疾病の受給の情報を、通称 区民 健康情報システムに登録する。令和5年4月1日に開始する。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
50	システム導入	難病の患者に対する医療等に関する法律および東京都難病患者等に係る 医療費等の助成に関する規則に定めのある難病の医療費の助成の受給の 情報を、通称 区民健康情報システムに登録する。令和5年4月1日に 開始する。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
51	オンライン結合・ システム導入	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく感染症発生動向調査事業を円滑かつ確実に実施するために、国が運用している感染症サーベイランスシステムと令和5年4月1日からオンライン結合を行う。	世田谷保健所感染症対策課	区長	有	有
52	システム導入	区営住宅等の居住者情報について円滑な保守及び運用を図るため、「住 宅統合管理システム」を導入している。	都市整備政策部住宅管理課	区長	有	有
53	システム導入	空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等に必要な措置を適切に講じるため、また、各総合支所地域振興課との情報共有を行うため、平成28年4月より汎用台帳システム内にて空家等対応管理ファイルの運用を開始した。	防災街づくり担当部建築安全課	区長	有	有
54	オンライン結合	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条に定める、児童生徒等の災害に関する必要な給付を行うため、独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用する「災害共済給付オンライン請求システム」を導入。	教育委員会事務局学校健康推進課	教育委員会	有	無

資料No.3 - 4

No	オンライン結合・ システム導入の別	オンライン結合・システム導入の内容	担当部課	実施機関	要配慮個人情報 (有/無)	条例要配慮個人情報 (有/無)
55		学校教育法第19条に基づく就学援助事務において、事務の円滑化による 区民サービスの向上を目的として就学援助システムの導入を行ってお り、情報セキュリティ実施手順書によりセキュリティを確保している。	教育委員会事務局学務課	教育委員会	有	有
56	システム導入	世田谷区教育委員会事務局組織規則第7条 学務課 学事係 (4)に基づく就学奨励費事務において、事務の円滑化による区民サービスの向上を目的として就学奨励費システムの導入を行っており、情報セキュリティ実施手順書によりセキュリティを確保している。	教育委員会事務局学務課	教育委員会	有	有
57	システム導入	学校教育法施行令第1条に基づく就学事務業務において、事務の円滑化により区民サービスの向上を目的として就学システムを導入している。	教育委員会事務局学務課	教育委員会	有	有

報告第360号

個人情報を含む保存期間中の文書の誤廃棄について (個人情報保護条例第4条第2項第2号の報告)

> 令 和 5 年 8 月 1 8 日 砧総合支所保健福祉センター健康づくり課 総 務 部 区 政 情 報 課

1 事案の概要

区では、公文書の性質によりそれぞれ保存期間を定め、保存期間が満了したものから 廃棄することとしている。本事案は、保存期間が満了していない公文書を誤って廃棄し、 公文書に記録されていた保有個人情報を滅失させてしまったものである。

個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)において、保有個人情報の「滅失」とは、保有個人情報の内容が失われることをいい、誤廃棄や紛失の場合に「滅失」に該当することがある。

誤廃棄した公文書の詳細は、以下のとおり。

(1)名称

精神保健相談記録

(2)記録されることが想定される個人情報の項目(下線は要配慮個人情報)

氏名、住所、生年月日、性別、婚姻歴、連絡先、職業、学歴、関係機関(通院先、通所先等)親族関係、<u>宗教</u>、経済状況、住居状況、利用している社会資源の内容(<u>障</u>害者手帳の有無、等級、利用している福祉サービスの種別等<u>)診断名(疑いを含む。</u>)既往歴、対応の記録等

相談対象者の状況により記録される項目が異なるため、上記すべてが記録され ていたものではない。

(3)誤廃棄した件数

約40件(平成30年度中に相談が終結したものを文書箱1箱に納めたもの)

2 事案の経過

- (1)6月26日(月) 平成30年度中に相談が終結した(区外転居を含む。)「精神保健相談記録」一式(以下「本件文書」という。)を文書箱へ納める。本件文書は5年の保存期間を定めているものであり、文書箱には「平成30年度文書、令和6年3月廃棄」と記載し、職員2名で地下文書庫へ移動させた。
- (2)6月27日(火) 廃棄対象の文書箱の確認作業を職員1名で実施した。廃棄対象 (保存期間を満了した)文書であるかを確認し、廃棄対象の文書箱総数を算出した。

このとき、本件文書を収めた文書箱を誤って廃棄対象としたと推測される。

- (3)7月3日(月) 砧総合支所における廃棄文書の一括回収のため、職員2名で搬出 作業を実施。搬出の際、廃棄する文書箱として引き渡す総数の再確認は行ったが、実 際に廃棄対象の文書であるかの確認は行われないまま、搬出作業を終了した。
- (4)7月7日(金) 他自治体より照会があり、文書庫を確認したところ、本件文書がないことが発覚する。文書庫内を捜索しても発見できなかったため、誤って3日(月)に搬出したと判断。搬出した文書は当日中に溶解処理工場に搬入され、溶解処理が済んでいることを確認したことから、本件文書は滅失したものと判断した。
- (5)7月10日(月) 本件文書には要配慮個人情報が含まれており、本件文書の滅失は法施行規則第43条第1号に掲げる事態に該当することから、個人情報保護委員会へ法第68条第1項、法施行規則第44条第1項の報告(速報)を実施した。
- (6)7月27日(木) 福祉保健常任委員会で本事案について報告した。
- (7)8月4日(金) 本人への通知が困難な状況であることから、法第68条第2項第 1号に基づき、代替措置として本事案を区のホームページで公表した。同日、個人情 報保護委員会へ法第68条第1項、法施行規則第44条第2項の報告(確報)を実施 した。
- 3 本事案における二次被害又はそのおそれの有無について

本事案においては、文書庫内を複数回捜索したが発見されなかったこと、廃棄対象とした文書箱の総数と引き渡した文書箱の総数は合致しており、文書庫から本件文書の文書箱のみが持ち出されたとは考え難いことから、本件文書は誤って廃棄してしまったと考えられる。よって、本件文書は溶解処理により完全に滅失しているものであって、経済的損害を伴うような二次被害又はそのおそれは発生しないと判断した。

4 発生の原因

(1)保管ルールの未設定

文書庫内の保管ルールを設けていなかったため、文書の種類や廃棄年度による区分けがされていなかった。そのため、文書庫内の棚に廃棄年度の異なる文書箱が混在し、廃棄対象となる文書箱がわかりにくい状態になっていた。

(2)確認手順の不備

廃棄対象の文書の特定作業はダブルチェックを行う手順としていなかった。また、搬出時の確認も引き渡す文書箱の総数のみとなっており、廃棄対象の文書か否かを再確認する機会がなかった。

5 今後の対応

(1)再発防止対策

個人情報保護及び適正な事務処理に関する意識醸成

課内の職員全員に対して、個人情報保護の重要性及び適正な事務処理について改めて注意喚起した。また、事務手順の見直しや定例会議における確認等、職員の参画による事故発生防止体制の構築に向けて取り組んでいる。

相談記録の台帳作成及び電子化の検討

精神保健相談について、相談の開始から終結、文書廃棄までを一覧にした台帳を作成し、相談状況の情報管理を徹底する。また、相談記録については、電子化(システムによる管理)の検討を進める。

文書廃棄作業工程の見直し

文書廃棄の準備に際しては、担当者のみならず、係長が上記 の台帳等を用いて廃棄対象文書であることを確認してから文書箱へ収納し、「廃棄対象」と表示する。「廃棄対象」とした文書箱についてはリストにまとめ、「廃棄リスト」を作成する。廃棄当日は係長が立ち合い、廃棄リストと廃棄(搬出)予定とされている文書箱との照合を行い、廃棄対象であることを確認できた文書箱を搬出する。

(2) 当事者への対応

個人情報開示請求や問合せがあった場合は、個別の状況に合わせ、丁寧に説明・対応 する。



個人情報の保護に関する法律(抜粋)

(漏えい等の報告等)

- 第六十八条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。
- 2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - 一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに 代わるべき措置をとるとき。
 - 二 当該保有個人情報に第七十八条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

個人情報の保護に関する法律施行規則(抜粋)

(個人の権利利益を害するおそれが大きいもの)

- 第四十三条 法第六十八条第一項の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - 一 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条及び次条第一項において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏え い等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は 発生したおそれがある事態
 - 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 五 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したお それがある事態(地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が法第六十八条第一項の 報告を行う場合であって、当該地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に適用され る条例において条例要配慮個人情報について定められているときに限る。)

(個人情報保護委員会への報告)

第四十四条 行政機関の長等は、法第六十八条第一項の規定による報告をする場合には、 前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項(報告 をしようとする時点において把握しているものに限る。)を報告しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報に係る本人の数
- 四 原因
- 五 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 六 本人への対応の実施状況
- 七 公表の実施状況
- 八 再発防止のための措置
- 九 その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、行政機関の長等は、当該事態を知った日から三十日以内(当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内)に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。
- 3 法第六十八条第一項の規定による報告は、電子情報処理組織(個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。)を使用する方法(電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別記様式第六による報告書を提出する方法)により行うものとする。

(本人に対する通知)

第四十五条 行政機関の長等は、法第六十八条第二項本文の規定による通知をする場合に は、第四十三条各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該 本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第一項第一号、第二号、第 四号、第五号及び第九号に定める事項を通知しなければならない。